

議案第 6 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「より」を「よる」に、「を納付する義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）」を「の納付義務者」に改める。

附則第 2 条を次のように改める。

（保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率）

第 2 条 法第 124 条の 2 第 1 項の規定により減額賦課を行う第 3 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,440 円とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 2 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料率につ

いて適用し、平成26年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法及び介護保険法施行令の改正を踏まえ保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。